

現状・課題

東日本大震災及び台風・集中豪雨等による**自然災害**、登下校中の子供が巻き込まれる**交通事故**や**教育活動中の事故**、さらには、学校内外において**不審者**による子供の安全を脅かす事件などが多く発生しており、**子供の安全の確保が喫緊の課題**となっている。

目標・方針

「第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）」に基づいた取組の推進

<目指す姿>

- **全ての児童生徒等が**、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、**安全に関する資質・能力を身に付けること**
- 学校管理下における**児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること**
- 学校管理下における**児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること**

<推進方針>

- ① 学校安全に関する**組織的取組**の推進
- ② **家庭、地域、関係機関等との連携・協働**による学校安全の推進
- ③ 学校における**安全に関する教育**の充実
- ④ 学校における**安全管理**の取組の充実
- ⑤ 学校安全の**推進方策に関する横断的な事項等**

事業内容

① **学校安全教室の推進**（29百万円（前年度 35百万円））【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

- 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会（防犯教室、防災教室、交通安全教室等）
- 学校安全に関する小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

① 教職員研修の実施による
安全教育の質確保

② **学校安全総合支援事業**（211百万円（前年度 241百万円））

- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた組織的な**学校安全推進体制の構築**
【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成24年度事業開始】
- 学校安全に係る**専門性の向上支援**
【委託事業、民間企業等対象、令和4年度事業開始】

② 家庭、地域、関係機関等との連携・協働、校内組織の充実、モデル事業実施等による
組織的安全教育・管理の充実、質向上

③ データ活用・学校安全の「見える化」等による
事故防止・各学校の取組改善

③ **学校安全の推進に関する調査研究**（55百万円（前年度 66百万円））【委託事業、民間企業対象】

- **学校管理下における事故防止に関する調査研究**：外部人材活用・組織活動の観点から踏まえた**安全点検の高度化**及び**事故データの分析**に関する研究
- **学校安全の推進に関する計画に係る調査研究**：第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）に基づく取組状況調査の実施・結果の分析（**学校安全情報・SPSに係る取組等の見える化**）
- **安全教育の質向上に向けた調査研究**：実践的な防災教育や避難訓練に活用できる「**実践的な防災教育の手引き（特別支援学校版）**」等の開発

学校安全総合支援事業

令和6年度予算額（案） 2.1億円
（前年度予算額 2.4億円）



学校安全の推進に向けた課題

- ・学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが**実効的な取組に結び付いていない**。
- ・地域、学校設置者、学校教職員の学校安全の**取組内容や意識に差がある**。
- ・東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた**実践的な防災教育を全国的に進めていくことが必要**である。
- ・地域の多様な主体と連携・協同し、**子供の視点を加えた安全対策**を推進する必要がある。

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）に基づく取組を推進

1. 組織的取組	2. 関係機関との連携	3. 安全教育	4. 安全管理	5. 横断的事項
<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全計画のPDCAサイクルの確立 ・学校安全に係る中核的職員の育成配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクール等の仕組みの活用 ・関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育 ・体験活動やデジタル技術を活用した安全教育 ・幼児期、特別支援学校の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の視点を加えた安全点検 ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全情報の見える化 ・通学路の安全対策等の好事例の実情把握 ・設置主体（国公立）に関わらない取組の推進 ・学校安全を意識化する機会の設定（「学校安全の日」等）

セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方※を取り込み、全国的に学校安全を推進していく。

※安全教育・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教員の設置、関係機関との連携、評価改善の実施など、継続的に学校安全に取り組む。

● 学校安全推進体制の構築 R6予算額(案) 180百万円(184百万円)

【都道府県・指定都市教育委員会への委託事業、平成24年度事業開始】

計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る。



● 学校安全に係る専門性向上支援 R6予算額(案) 26百万円(53百万円)

【民間企業等への委託事業、令和4年度事業開始】

各学校（国公立・私立含む）に対し、学校安全に係る研修の実施、専門家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校の安全の推進を図る。

@26,396千円×1団体=26,396
(24,650千円×2団体=49,300)

学校安全実践力向上セミナー等の開催

- ・学校設置主体の別を問わず学校安全推進のためのセミナーを開催
例）防犯・事故対応等テーマ別オンラインセミナー 危機管理マニュアル見直しセミナー

SPSの考え方を取り入れた取組の支援（専門家等の派遣）

- ・PDCAサイクルに基づく学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すアドバイザー派遣等
- ・各学校の安全点検・事故対応の高度化に資するよう、各地域での助言等を実施
- ・避難計画に関する合同相談会の実施

学校安全指導者研修会の開催

- ・各地域における学校安全に関する研修講師等となる者に、効果的な研修会実施に必要な知識などを習得させることで、各地域における研修会の質を向上

※ その他諸経費（ポータルサイト管理費・全国連絡協議会運営費等（4百万円（前年度 4百万円））

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

学校安全教室の推進

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

0.3億円
0.4億円）

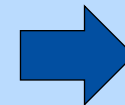


文部科学省

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

○安全教育上の課題

- 様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも**実効的な取組**に結びついていない
- 児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達段階**に応じた取組の推進が必要
- 地域・学校設置者・学校・教職員間において**学校安全の取組内容や意識**に差がある
- SNSに起因する犯罪、性犯罪・性暴力等**現代的課題**への対応も必要



教職員等の安全教育における指導力の向上等が必要



○都道府県等における教職員等への研修の実施等

※「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容を盛り込みつつ実施

・安全教育の指導者の養成

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

防犯教室講習会

- 不審者侵入時の対応、防犯避難訓練の実施
- 防犯対策、さすまた・防護盾を活用した防犯訓練**
- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 危険予測・回避能力等を育むための指導 等



防災教室講習会

- ロールプレイングの導入、安全マップの作成方法
- 熱中症予防対策等の推進
- 災害発生時の適切な判断（正常性バイアスを含む）と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等



交通安全教室講習会

- 登下校の安全確保のポイント、通学路合同点検のチェックポイント
- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導、電動キックボードの交通方法等の指導
- 関係団体や外部講師による講習会 等



<リーフレット>

「たいせつないのちとあんぜん」

・現代的課題への対応

教職員等の研修・訓練の充実

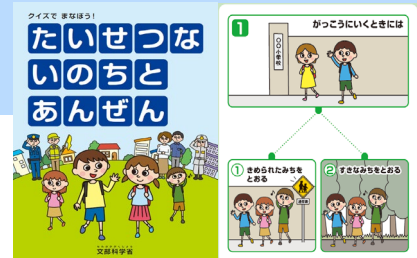
- 教職員のための学校安全e-ラーニングの活用
- 様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- SNSに起因する犯罪や性犯罪等への対策
- ヒヤリハット事例の活用、子供の視点を加えた安全点検の手法の確立 等



・リーフレットの作成・配布

小学校新1年生向けのリーフレット

- 防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の小学校新1年生全員に配布（約120万部）



○期待される成果

児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付ける



児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故を減少させる



児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

【 補助事業（補助率：国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担）、実施主体：都道府県及び市町村、平成17年度事業開始 】

背景・課題

学校や通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う事故・事件の発生も踏まえ、**スクールガード・リーダー等の増員による見守り活動の充実、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上の促進、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化が必要とされている。**

事業内容

スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する**育成講習会の実施**
- 各種講習会等への参加支援**（他の自治体で開催する育成講習会への参加支援も含む）

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる助言、見守り活動に対する**謝金**、各学校を定期的に巡回するための**旅費等の補助**
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの**連絡会等の開催**を支援、**装備品の充実**

スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**



スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、**見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯等に関する知識や非常時の対応策等を身に付けさせるための**養成講習会の実施**
- 活動の参考となる資料の作成や配布**することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- スクールガード等を募集するための**広報紙やポスター、看板等の作成費用の補助**
- 「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など**防犯活動への支援**
- 子供の見守り活動に係る**帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助**

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

近年、様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れ等が問題となっている。今後、学校・社会全体のデジタル化が更に進展することが予想される中で、青少年やその保護者等がインターネット等を適切に活用できるようにする取組を推進する。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等に関する依存症等について、青少年の健全育成を図る観点から、適切な理解に資する取組や、予防教育の実施を推進する。
【委託事業、平成16年度事業開始】

ネット上の有害環境から子供を守るための推進体制の構築事業

【ネットモラルキャラバン隊】

- 都道府県PTA等と連携し、保護者を対象に全国各地で情報モラルやネットとのかかわり方、家庭でのルール作り等、インターネットトラブルやインターネット上の有害な情報から青少年を守るためのシンポジウムを開催。
- 全国的な取組としてフォーラムを開催。有識者によるトークセッションやパネルディスカッションを実施。各地域における成果を全国に発信。

- (1) 積算：①シンポジウム 4百万円 × 1団体
②フォーラム開催 1百万円
(2) 委託先：民間



【ネット対策地域モデル事業】

- 自治体等が実施する、情報モラルやメディアリテラシー等に係る啓発活動やシンポジウムの実施を支援

- (1) 積算：2百万円 × 2地域
(2) 委託先：民間、地方公共団体



青少年教育施設を活用した生活習慣等改善推進事業

- インターネットの長時間利用等の要因で生活習慣が崩れている青少年を対象に、青少年教育施設を活用した自然体験や宿泊体験プログラムを実施。
- プログラム参加者の追跡調査等により効果を検証するとともに、参加前後の日常生活における対応も含めた系統的・体系的な取組を展開。

- (1) 積算：3百万円 × 3団体
(2) 委託先：民間、地方公共団体等



依存症予防教育推進事業

- 各地域において、アルコール、薬物、ギャンブル等への依存等を予防するための啓発講座「依存症予防教室」を開催。
- 全国的な啓発として「依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム」を開催。

- (1) 積算：①シンポジウム 1百万円
②依存症予防教室 1百万円 × 5地域
(2) 委託先：民間、地方公共団体



「学校安全の推進に関する有識者会議」について

1. 令和5年度における検討体制

「学校事故対応に関する指針の見直し」及び「学校における安全点検等の在り方（消費者安全調査委員会からの意見への対応も含む）」について議論を深掘りするため、設置要綱に基づき、ワーキンググループ（WG）を設置し、機動的に検討を進める。

親会においては、定期的にWGから検討状況の報告を受け、各テーマの関係性を俯瞰し、学校安全の推進に係る諸政策の一体性を図った議論を進める。

学校安全の推進に関する有識者会議(親会)

学校事故対応に関する指針の見直しWG

学校における安全点検等の在り方検討WG

2. 検討の進め方

○ 第3次計画期間（令和4年度～8年度）においては、以下の6点を主たる検討テーマとする。

- ・ **学校事故対応に関する指針の見直しについて**
- ・ 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について
- ・ 学校安全を推進するための組織体制の在り方について
- ・ 学校における安全教育の取組のさらなる充実について
- ・ **学校における安全点検の在り方について**
- ・ 学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証について

○ 「**学校事故対応に関する指針の見直し**」と「**学校における安全点検等の在り方**」の検討の後、「危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める施策」と「学校安全を推進するための組織体制の在り方」について、それぞれ順次検討を進めることとする。

○ 「学校における安全教育の取組のさらなる充実」と「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」については、テーマの性質に鑑み、第3次計画期間中は継続的に議論を行うこととする。

○ WGを設置する場合には、それぞれ検討に当たってその範囲を明示し、各WGの検討状況を親会と共有することで各テーマの関係性を整理しながら、常に政策としての一体性を確保しつつ議論を進める。

「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」における検討事項

課題

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

■ 事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

これまでの有識者会議における主な意見

- 詳細調査への移行及び調査委員会設置の在り方を検討、国が一元的に調査することも必要。
- 保護者が詳細調査を望まない場合等もあり、詳細調査への移行する判断や事故対応の報告を求める対象を整理すべき。
- 指針運用の周知徹底が課題で指針に沿った対応を通知等で依頼すべき。
- 国に報告が上がってこない実情に対して、情報が集まってくる仕組みと連動させるべき。
- 詳細調査の専門家の活用で、事故事案ごとに専門家を構成していくことも必要。
- 学校現場に基本調査の方法をわかりやすく解説したマニュアル必要。
- コーディネーターの機能、被害児童生徒等への支援に課題はないか把握することが必要。

主な検討事項

「学校事故対応に関する指針」の改訂

- 1 詳細調査に移行する判断基準及び詳細調査の在り方
- 2 国への死亡事故報告の在り方
 - ・ 他機関の事故報告を踏まえて
- 3 被害児童生徒等やその家族へ配慮した支援
- 4 指針の運用に関する周知徹底（研修等）
- 5 事故の再発防止

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・ 現指針運用に関する実態調査（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会を対象）
- ・ 詳細調査に関するヒアリング（詳細調査を行った教育委員会等より）

学校事故対応に関する指針 (R6. XX. XX 改訂版) 【概要】

暫定稿

- ・ 「事故の未然防止」「事故等が発生した際の応急手当」「事故の発生原因の究明」「安全対策の検証」「被害児童生徒等の保護者への支援」「再発防止」等に適切に取り組むための指針として作成。(平成28年3月)
- ・ 「第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日閣議決定)」を踏まえ、「重大事故発生に関する国への報告」「組織的な事故の未然防止」「事故発生時の適切な対応」等について実効性を高めるため改訂。(令和6年3月)

- ・ 主体をアイコンで表示
 - 学 学校
 - 設 学校設置者
 - 行 都道府県等担当課
- ・ 主なR6.3改訂等箇所を橙字で記載

対象

- ・ 登下校中を含めた学校の管理下で発生した事故
- ・ 国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※幼稚園については他の指針等に依らない部分は本指針を踏まえた対応をおこなう

事故の未然防止

学 設 行

- ・ 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用
- ・ 教職員の危機管理に関する資質の向上

事例共有の重要性を指摘

「事前」「発生時」「事後」の観点で取組を整理

- ・ 危機管理マニュアル等の策定・点検・見直し
- ・ 安全点検の実施、安全教育の充実

学校設置者による指導助言

国においてR6.3に「学校における安全点検要領」を公表予定

事故発生に備えた事前の取組等

学 設 行

- ・ 緊急時対応に関する事前の体制整備

教職員が誰でも組織的に対応できる備え

- ・ 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備

事故発生時の対応を保護者と予め共有
コミスクの仕組み等を生かし学校安全について連携・協働する関係づくり

事故発生後の対応の流れ

① 速やかな応急手当、被害児童生徒等の保護者への連絡、被害児童生徒等以外の児童生徒等の対応、学校設置者等への報告 学 設 行

- ・ 誰でも即座に119番通報、複数の教職員で通信指令員からの口頭指示等を共有し対応

死亡事故・意識不明等の命に係わる事故は国まで直ちに一報

② 「基本調査」を実施、結果を学校設置者等へ報告

- ・ 死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故、身体の欠損・身体機能の喪失を伴う事故等を対象
- ・ 関係者の記憶が鮮明なうち(調査開始から3日以内を目安)に児童生徒等からを含め聞き取りを実施
- ・ 情報を整理、再発防止策を検討、学校設置者・都道府県等担当課へ報告 学 設 行

「基本調査」の実施状況は年度ごとに国においても確認

③ 「詳細調査」実施に係る判断・報告、「詳細調査」の実施

命に係わる事故についての「詳細調査」実施の判断は「基本調査」結果とともに国まで随時報告

- ・ 「基本調査」で整理された情報や被害児童生徒等の保護者の意向等を踏まえ「詳細調査」実施について判断、報告 設 行
- ・ 詳細調査委員会を設置し「詳細調査」を実施、事故に至る過程や原因を調査し、再発防止等について提言をまとめる 設

調査対象となる事案と直接関係のない者(第三者)により構成

再発防止策は、具体的・実践的な内容をマニュアルにまとめる等し徹底が図られるよう努める
国においても再発防止策を広く共有するとともに、必要に応じその実施状況の把握等を行う

④ 再発防止策の策定・実施

- ・ 詳細調査報告書等を踏まえ速やかに具体的な措置を講ずる。詳細調査報告書は国にも提出する 学 設 行

【全体を通して】被害児童生徒等やその保護者等への支援 学 設 行

- ・ 被害児童生徒等やその保護者への丁寧な説明を行うとともに継続的なサポートが必要
- ・ 災害共済給付等について必要な説明を行い、十分な意思疎通を図り手続きを行う
- ・ 中立な立場で事故の対応を支援する「支援担当者(複数人での対応も考えられる)」を設置することも有効
- ・ 被害児童生徒等以外の児童生徒等への配慮も必要

事故の重大性等に鑑み、学校のみではなく、学校設置者等も積極的に関与することが重要

「学校の安全点検等の在り方検討ワーキンググループ」における検討事項

課題

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

- 児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。
- 近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

学校安全の推進に関する有識者会議における主な意見

- 教員が安全点検を行う際の視点や対象について、点検の主体・内容の分類、点検体制の仕組みを構築
- 安全点検の際に子供の視点を入れる（例えばGIGA端末を活用した校内のヒヤリハット事案共有など）
- 安全点検に警察や消防などの地域の関係機関の視点も盛り込む

【消費者事故調査委員会報告書を受けて】

- ☑ マクロデータの活用など、子供の様子と環境との関係を観察してリスクを抽出していく
- ☑ 法律に基づく行政が行う定期的な外部人材による専門的な点検と、教員が行う教育活動上での使用上の安全点検を整理
- ☑ 危険な施設や設備が学校に配置されないようにすることも視野に入れる
- ☑ 学校の安全点検に外部の視点を入れていく

学校における安全点検要領(仮称)の作成

- 1 消費者安全法第33条に基づく意見等を受けた安全点検
- 2 学校と教育委員会が行う安全点検体制
- 3 教職員が行う安全点検の視点や対象
- 4 外部人材（専門家）等の活用
- 5 子供の視点を取り入れた安全点検 等

☆実態を踏まえた検討に当たって

- ・ 消費者安全法第33条に基づく意見等を受けた安全点検の実施と結果報告（各学校を対象）
- ・ 外部人材等を活用した安全点検の好事例の収集
- ・ 安全点検に関するヒアリング

主な検討事項

学校における安全点検要領

暫定稿

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常の安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【学校における安全点検要領パンフレット版】

【学校における安全点検要領全体版】



安全点検要領について

●掲載ページ一覧

- 1 点検要領の作成目的
- 2 点検要領の構成
- 3 消費者安全調査委員会からの意見



安全点検実施の考え方

- 1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組
- 2 学校における安全点検のPDCAサイクル
- 3 安全点検の実施体制と実施の流れ(例)
- 4 改善措置と計画的な環境整備



安全点検の種類と対象

- 1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検(種類)
- 2 「日常の安全点検」の実施の考え方
- 3 学校における安全点検を行う対象の考え方
- 4 点検の頻度と方法



事故等情報の共有

- 1 事故発生リスク(日本スポーツ振興センター災害共済給付事例等を基に)
- 2 ヒヤリハット事例の活用

点検項目	点検状況	点検日
1 廊下・階段の滑り止めが剥がれていないか		
2 廊下・階段の照明が正常に点灯しているか		
3 廊下・階段の床が破損していないか		
4 廊下・階段のドアが正常に開閉しているか		
5 廊下・階段の扉が正常に開閉しているか		
6 廊下・階段の窓が正常に開閉しているか		
7 廊下・階段の天井が破損していないか		
8 廊下・階段の床が破損していないか		
9 廊下・階段の壁が破損していないか		
10 廊下・階段の柱が破損していないか		

安全点検表の活用

- 1 安全点検表の作成にあたって
- 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 3 安全点検表及び集計表(様式サンプル)



安全点検の方法の解説

- 1 解説の活用のしかた
- 2 場所ごとの安全点検の方法の解説(解説映像付き)



安全点検取組事例

- 1 専門家を活用した安全点検
- 2 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
- 4 地域や保護者等と連携した安全点検
- 5 PDCAサイクルを生かした安全点検
- 6 実効性のある安全点検の組織的な取組



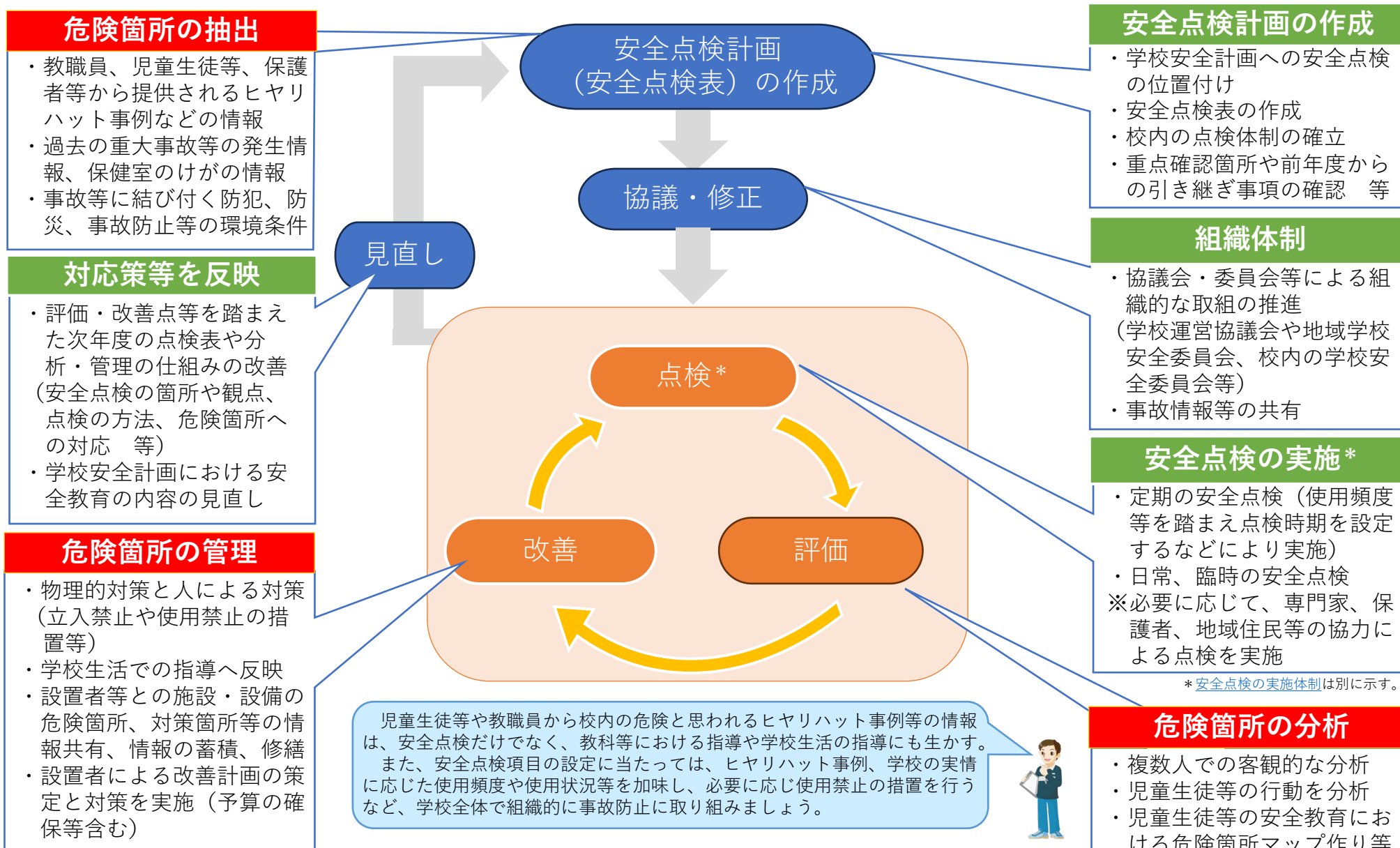
安全点検参考資料

- 1 安全点検に関する通知
- 2 安全点検の参考となる資料
- 3 安全点検要領の検討に関する会議

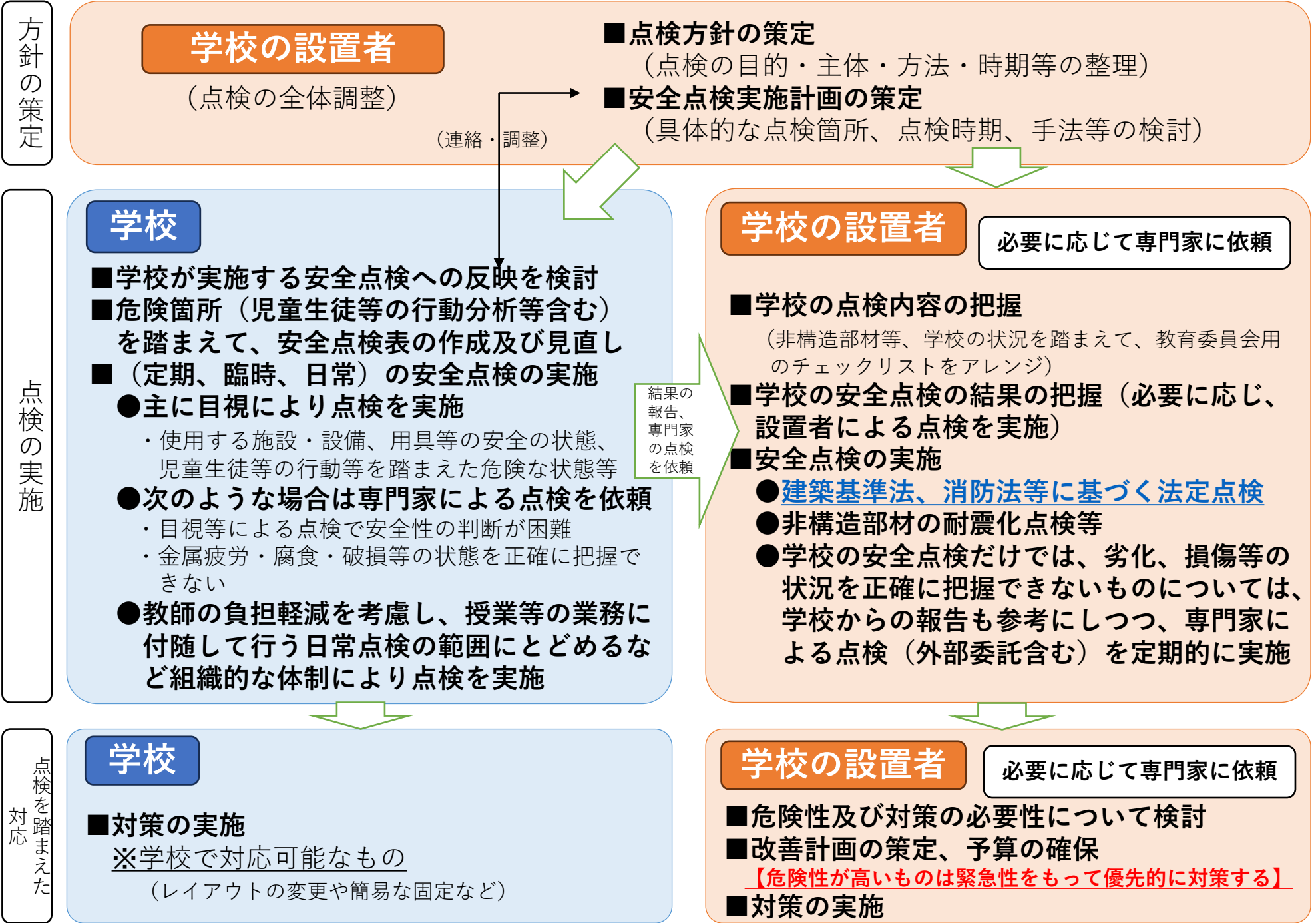
2 学校における安全点検のPDCAサイクル

暫定稿

安全点検の実施については、学校安全計画に位置付け、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全教育と緊密に関わりを持ちながら、**学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等の「抽出」「分析」「管理」する取組等を、PDCAサイクルを確立して組織的に進めていくことが何より重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があります。**



【参考】安全点検の実施の流れ（例）



方針の策定

学校の設置者

(点検の全体調整)

■点検方針の策定

(点検の目的・主体・方法・時期等の整理)

■安全点検実施計画の策定

(具体的な点検箇所、点検時期、手法等の検討)

(連絡・調整)

学校

■学校が実施する安全点検への反映を検討

■危険箇所（児童生徒等の行動分析等含む）を踏まえて、安全点検表の作成及び見直し

■（定期、臨時、日常）の安全点検の実施

●主に目視により点検を実施

・使用する施設・設備、用具等の安全の状態、児童生徒等の行動等を踏まえた危険な状態等

●次のような場合は専門家による点検を依頼

・目視等による点検で安全性の判断が困難
・金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない

●教師の負担軽減を考慮し、授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど組織的な体制により点検を実施

結果の報告、
専門家の点検を依頼

学校の設置者

必要に応じて専門家に依頼

■学校の点検内容の把握

(非構造部材等、学校の状況を踏まえて、教育委員会用のチェックリストをアレンジ)

■学校の安全点検の結果の把握（必要に応じ、設置者による点検を実施）

■安全点検の実施

●建築基準法、消防法等に基づく法定点検

●非構造部材の耐震化点検等

●学校の安全点検だけでは、劣化、損傷等の状況を正確に把握できないものについては、学校からの報告も参考にしつつ、専門家による点検（外部委託含む）を定期的実施

点検の実施

学校

■対策の実施

※学校で対応可能なもの

(レイアウトの変更や簡易な固定など)

学校の設置者

必要に応じて専門家に依頼

■危険性及び対策の必要性について検討

■改善計画の策定、予算の確保

【危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対策する】

■対策の実施

点検を踏まえた
対応

窓からの転落・落下事故

暫定稿

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気付かず落下する事故が多い

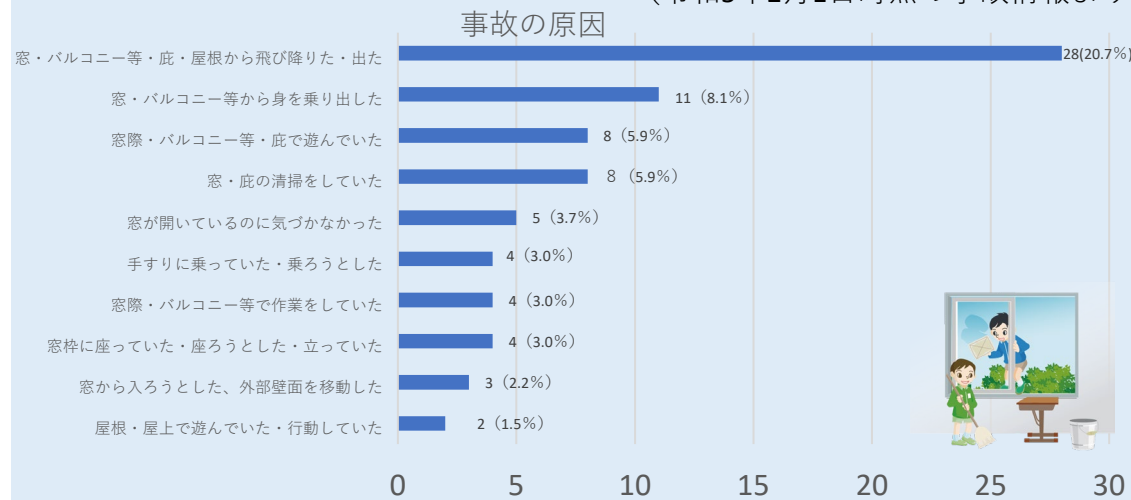
(令和5年2月1日時点の事故情報より)

Q 事故発生の多かった場所は？

- 1 教室（保育室）
- 2 廊下
- 3 階段

Q 事故発生の多かった場面は？

- 1 休憩時間中
- 2 清掃時間中
- 3 部活動中



主な発生の状況（概要のみ）

- 3階図書室で窓の下部にあった本棚に上がり、開いていた窓の窓枠に室外を背に座るなどしていた直後に転落した。
- 昼食時休憩時間中、3階の教室でカーテンがかかった窓辺に座って友人と話していた際、窓が開いていることに気付かず寄りかかろうとして、そのまま中庭に転落した。
- 1. 8 mの高さにある窓の鍵を開けるため、2階廊下の窓際に置いてあった金属製の用具入れに乗って窓を開け、降りる際、バランスを崩して後ろ向きに転倒し、1階中庭通路（コンクリート）に転落した。
- 昼休みの清掃準備のため3階の教室のうしろに下げてあった机の上を歩いていた際、下をのぞこうと手すりを持ったが、手が滑り、開いていた窓から転落した。
- 部活動中、4階中央廊下で換気のため、窓開け作業をしていた。窓辺に立った際、庇にピンポン球が1個あるのに気づき、それを取りにいこうと窓枠を越えて庇に出ようとした瞬間、バランスを崩し約10m下の駐車場の屋根に転落した。

事故情報から得られる安全点検の留意点【___は、日常の安全点検の重要なポイント】

- ★ 日常及び定期の安全点検において、教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
(窓に落下防止の手すりがあっても、窓際に足掛かりとなる設置物があると窓の空いている状態で設置物に登り落下の危険があることに留意する。)
- ★ 定期の点検において、落下を防止する対策に不備を確認する必要があります。
(窓を開かないようにするストッパー等の作動状態に異常がないかを確認する。)

3 安全点検表及び集計表（様式サンプル）

【安全点検表作成のベースとなる点検の観点】を参考に、各学校（園）の実情に即して、点検の観点を付加または削除するなどして、安全点検表を作成してください。また、高等学校における職業教育を主とする専門学科については、農業・工業・商業・水産等専門的見地から詳細な点検表を作成することや、特別支援学校においては、特別な支援を要する児童生徒に配慮した視点や実習等が行われることを踏まえた、詳細な点検表を作成することが望めます。

ここでは、以下の場所ごとの安全点検表と集計表（様式サンプル）を2種類示していますので、各学校の状況に応じて活用ください。編集可能ファイルです。（各サンプルの点検表の画像をクリック！！）

サンプル1

○学期ごとや月ごとの点検結果を蓄積して記録できます。

安全点検表サンプル①

場所		点検者氏名	点検日	点検時間	点検結果	備考
普通教室						
日常点検						
1	異音や振動の大きいシートはかかっているか（※）					
2	床裏側に隠れるような穴があるものを発見したら直ちに直さないか（※）					
3	廊下に異音や振動が伝わるものはないか（※）					
4	廊下上に異音や振動が伝わるものはないか（※）					
5	くぼみや折れた部分などの状態は異常なものはないか（※）					
6	遊具で使用する器具、遊具、遊具（コブや足元や踏台等）に危険な状態はないか（※）					
定期点検						
1	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか					
2	廊下などにひび割れ等の異常は見当たらないか					
3	廊下やドアの開口部、廊下、窓、ドアの等々必要箇所はないか					
4	廊下の配線配管がずれ、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか					
5	扉板に異常（すべりやきずなど）、移動、破損は見当たらないか					
6	鏡、いすやきず、ひび割れ等の破損は					
7	床下の設備確認（配線器具やケーブル、など）が正常な状態になっているか、配線が適切に配線されているか					
8	電線、ローカー等は廊下の設備や壁に固定されているか（壁が崩れた状態の場合）					
9	天井の照明器具、配線、天井の照明器具の配線が適切に配線されているか					
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

サンプル2

○主に劣化の状況を具体的に把握できます。

安全点検表サンプル②
【記入例】安全点検表(普通教室)

場所		点検者氏名	点検日	点検時間	点検結果	備考
日常点検						
1	異音や振動の大きいシートはかかっているか（※）					
2	床裏側に隠れるような穴があるものを発見したら直ちに直さないか（※）					
3	廊下に異音や振動が伝わるものはないか（※）					
4	廊下上に異音や振動が伝わるものはないか（※）					
5	くぼみや折れた部分などの状態は異常なものはないか（※）					
6	遊具で使用する器具、遊具、遊具（コブや足元や踏台等）に危険な状態はないか（※）					
定期点検						
1	天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか					
2	廊下などにひび割れ等の異常は見当たらないか					
3	廊下やドアの開口部、廊下、窓、ドアの等々必要箇所はないか					
4	廊下の配線配管がずれ、落下防止器具の異常、破損は見当たらないか					
5	扉板に異常（すべりやきずなど）、移動、破損は見当たらないか					
6	鏡、いすやきず、ひび割れ等の破損は					
7	床下の設備確認（配線器具やケーブル、など）が正常な状態になっているか、配線が適切に配線されているか					
8	電線、ローカー等は廊下の設備や壁に固定されているか（壁が崩れた状態の場合）					
9	天井の照明器具、配線、天井の照明器具の配線が適切に配線されているか					
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

各サンプルに備えている内容

- 安全点検表の記入例
- 普通教室
- 廊下・階段・昇降口
- 屋外・校地
- 遊具
- 集計表（点検結果後の対策状況の記録も可能）
- ※普通教室を複数シートを準備するなど学校の規模等に応じて活用が可能です。
- 特別教室
- 屋内運動場
- 屋外運動場
- プール

「様式サンプル」には、こんな工夫が！！

- 点検表サンプルはスプレッドシートとして利用可能です。
- 点検結果を集計表に自動集計できます。
- 各学校の特別教室等に応じて、点検表シートを適宜増やしていくことが可能です。（特別教室の留意事故も記載済）
- 記入がドロップダウン形式で選択できる項目があるので、記録もだいぶ効率的です。
- 「安全点検の方法の解説」には、点検の視点や具体の点検方法が映像等で解説しているため、新しい場所を担当してもわかりやすくなっています。



2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）

暫定稿

教室等の点検方法

棚等の積載物<落下の危険>の点検方法

棚やロッカーの点検方法

薬品棚の収納物の点検方法

コンセント・タブレット等電気機器の点検方法

機器の耐震点検方法

窓やドアの点検方法
(クレセント含む)

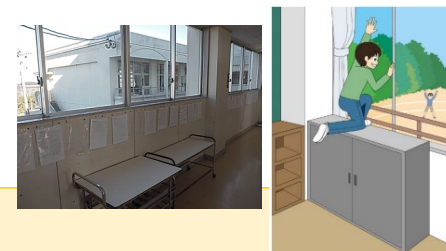
机や椅子等の点検方法

床面の点検方法

※点検の方法は、特別教室や廊下・階段、屋内運動場等に活用できるものもあります。
必要に応じて、「廊下や階段等」、「屋内運動場」を参照ください。（例：天井や照明は「廊下や階段等」を参照）

☑窓下に、足掛かりになるものがないか。

☑窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。



【事故の発生リスク】

- ・窓際の棚に登る、カーテンが閉じられている状態で窓が閉まっていると誤解して寄りかかるなどにより転落する
- ・窓ガラスにひび割れ等があると地震の揺れ等で破損、また、窓の変形によりガラスが破損し、飛散する
- ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する
- ・窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつく場合は、地震の揺れ等により脱落する
- ・枠材への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する

■点検の視点

- 窓下に足掛かりになるものがないか日常的に点検します。（窓に落下防止の手すりがあっても、窓下に足掛かりになるものがあると、窓が開いている状態で登った場合に転落の危険があるため留意が必要）
- 窓やドアの開閉及び、内部建具は、目視だけでなく、触診等により支障がないか点検します。



点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・授業等の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。（窓に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な窓のクレセントがかかっているかも確認する。）
- ※クレセントの点検方法は[こちらから](#)

【定期の安全点検】

- ・窓からの転落防止の手すりやその他器具の異常がないかを確認する。
- ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- ・内部建具は、手で軽く押した際に取付け部にガタつきがないか点検する。



■対応

用語解説

障子…建具の可動部分、内部建具…教室と廊下の間の戸や窓などの建具

- ・窓際の足掛かりになる設置物の撤去、または、体が落ちないように一部しか窓が開かないなどの対策を講ずる。
- ・学校だけでの対応が難しい場合は危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、児童生徒等に注意を促すとともに、学校設置者に連絡しましょう。